平成２６年（フ）第４１７３号
大阪市鶴見区緑３丁目７番21号
破産者　有限会社関西通信
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８０号
大阪市西区阿波座１丁目11番８号
破産者　有限会社クロスオーバー
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１１号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺902番地の５
破産者　株式会社廣谷建設
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５６号
大阪市天王寺区清水谷町９番８号松村ビル２Ｆ
破産者　有限会社ケー・シグナル
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９８号
神戸市中央区北長狭通８丁目１番８―203号
破産者　有限会社ダブル・ディー・アール
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２２号
兵庫県姫路市勝原区下太田325番地１
破産者　秀友住宅有限会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５４１号
熊本市北区武蔵ケ丘１丁目６番60号
破産者　有限会社武蔵ゼミ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
福島県会津若松市北会津町三本松字中大川向３番１
破産者　株式会社新生工業
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第４５３号
茨城県水戸市元吉田町925番地の６エクセルシオール・Ｓ103号
破産者　株式会社いしや
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７号
栃木県小山市大字南半田2016番地６
破産者　有限会社アルテ
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２５号
埼玉県秩父市熊木町26番25号
破産者　亡杉山幸男相続財産
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第８３１号
東京都青梅市河辺町７丁目22番地の３レクセルマンション小作801
破産者　上原　裕二
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８４０号
東京都八王子市南大沢５丁目20番地９―203
破産者　田中　和則
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６３号
東京都狛江市中和泉１丁目21番１号池田ハイツ105
破産者　有田　祥之
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市公郷町５丁目40番地32
破産者　斉藤産業有限会社
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１２８号
山梨県南アルプス市下高砂松の木520番地
破産者　株式会社八田電子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
長野県岡谷市神明町２丁目５番10号
破産者　有限会社ディスプロ
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４４号
長野県岡谷市南宮１丁目６番５号
破産者　有限会社大七高林養魚場
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第３４号
愛知県江南市小折本町白山146番地21
破産者　長田　和久
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４号
三重県四日市市中野町1570番地66、前住所三重県三重郡菰野町大字菰野999番地１　ル・ド・ソレイユ菰野302
破産者　倉田　　勝
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
栃木県宇都宮市上戸祭町3004番地２　とちのき上戸祭218号室、前住所三重県四日市市諏訪町14番３―706号　ステイツ四日市
破産者　日比野政吉
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係